

# 新規航路開設等支援事業補助金のご案内

## 1. 対象事業・対象者

### (1)新規国際基幹航路開設支援事業

国際基幹航路(北米・欧州・中南米・アフリカ・豪州航路)を新たに開設する外航コンテナ船社またはその日本代理店

### (2)新規航路開設支援事業

中国(香港含む)・台湾航路を対象とした外航コンテナ定期航路を新たに開設する外航コンテナ船社またはその日本代理店

※航路改編等による航路の統廃合により新たに開設される場合

神戸港への1週あたりの寄港数かつ寄港船舶の船腹量(合計)が増加していること。

※交付決定前に実施した事業は補助対象外(7月末日までに交付決定した場合は、当該年度の4月1日以降に開始した事業も対象とする)。

※当該年度の3月現在において補助対象の神戸港寄港の定期コンテナ航路サービスが継続されていることを交付要件とする。

※航路改編・再開等につき、以下の場合は対象外とする。

◎開設前2年以内に同種航路において神戸港への寄港を停止または航路の廃止等を行っている場合

◎アライアンスや事業者の統廃合等による航路再編により神戸港のサービス水準が同程度であると判断される場合

## 2. 補助対象期間

2025年4月1日～翌年2月末日

※新規航路開設年月日(神戸港初寄港日)から3月を除く12か月分の寄港数を補助対象とする(来年度4月以降の期間を補助対象とするには、来年度当初に改めて申請する必要あり)。

例) 開設年月日(神戸港初入港日)が2025年7月15日の場合

今年度の補助対象期間…2025年7月15日～2026年2月末日

来年度改めて申請した場合の補助対象期間…2026年4月1日～8月14日

## 3. 補助金の額

	(1)新規国際基幹航路開設支援事業	(2)新規航路開設支援事業
1 寄港あたりの単価	200万円以内/寄港	12万円以内/寄港
補助金の額	補助金の額=1寄港あたりの単価×実績寄港数 ※補助金の額は予算の範囲内による	

※航路改編等による航路の統廃合により新たに開設される場合

補助金単価は、上記単価をもとに神戸港への1週間あたりの寄港数の増加割合に応じて決定する。

## 4. 補助金交付までの手続き・流れ

① 申請予定の事業者は、相談のうえ、新規航路開設日(神戸港初入港日)の1か月前を目安に正式に補助金交付申請書(様式第1号)を提出してください。

※新規航路開設後の交付申請は一切認められません。

※あらかじめ申請書ドラフトの確認を行ったうえで、正式に申請書を提出していただく必要があります。事前相談は余裕を持って行ってください。

- ② 事業者へ補助金の交付決定を通知します[補助金交付決定通知書の送付]。
- ③ 航路サービスの便数の変更(例:隔週→週1便など)やその他補助金交付申請書の内容から変更が生じる場合は、事前にご相談ください。変更内容に応じて変更承認申請の手続きをご案内します。  
特に、交付決定額からの増額については、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を提出し承認を受けなければ、補助金を増額することはできません。実績報告時などに判明した場合は、実績寄港数の増加に関わらず、当初の交付決定額による交付となりますのでご注意ください。
- ④ 事業者は3月15日(厳守)までに補助事業実績報告書(様式第8号)を提出してください。
- ⑤ 実績報告書に基づき、審査のうえ、補助金の交付確定額を通知します[補助金交付額確定通知書の送付]。  
※交付確定額が交付決定額(変更した場合は変更額)と同額の場合は、交付額確定通知書の送付は行いません。
- ⑥ 4～5月ごろに補助金をお支払いします。

新規航路開設日(神戸港初寄港日)から1か月前(目安) ※最終 翌年1月末日まで	① 事前相談→補助金交付申請書の提出
申請から約30日後	② 補助金の交付決定 [補助金交付決定通知書の送付]
[変更が生じる見込みの場合] 変更する見込み判明次第 ※最終 翌年1月末日まで	③ 事前相談→(申請が必要と判断されれば)補助金交付決定内容変更承認申請書の提出
変更承認申請から約30日後	補助金交付決定内容変更の承認 [補助金交付決定変更通知書の送付]
翌年3月15日まで	④ 補助事業実績報告書の提出
翌年4月初旬	⑤ 補助金交付額の確定 [補助金交付額確定通知書の送付] (交付決定額と同額の場合、通知書は省略)
翌年4～5月ごろ	⑥ 補助金のお支払い